

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和六年十月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一四九

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官

			北海道	府 都 県 道	署
(削る)	(略)	(削る)	(略)	(略)	所在地
(削る)	(略)	(削る)	(略)	(略)	官署
	一級地		二級地	(略)	区分 級別

			北海道	府 都 県 道	署					
屈町屈斜路	川上郡弟子	(略)	六九	屈町美留和	川上郡弟子	(略)	(略)	所在地		
斜路森林事	林管理署屈	根釧西部森	(略)	務所	留和森林事	林管理署美	根釧西部森	(略)	(略)	官署
	一級地				二級地	(略)	(略)	区分 級別		

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	

備考1 (略)

2 この表に掲げる官署のうち、石狩森林

管理署浜益森林事務所、後志森林管理署
 永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂
 別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里
 森林事務所、日高北部森林管理署、日高
 北部森林管理署日高森林事務所、日高北
 部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発
 建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部
 鷗川沙流川河川事務所平取ダム管理支

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略) 務所
(略)	

備考1 (略)

2 この表に掲げる官署のうち、石狩森林

管理署浜益森林事務所、後志森林管理署
 永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂
 別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里
 森林事務所、日高北部森林管理署、日高
 北部森林管理署日高森林事務所、日高北
 部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発
 建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部
 鷗川沙流川河川事務所平取ダム管理支

所、青森森林管理署三厩森林事務所、群馬森林管理署檜原森林事務所、木曾森林管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理署白川森林事務所については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、上川南部森林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林事務所、上川南部森林管理署落合森林事務所、上川南部森林管理署金山森林事務所、空知森林管理署北空知支署、空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所、知床森林生態系保全センター、ウトロ自然保護官事務所、阿寒摩周国立公園管理

所、青森森林管理署三厩森林事務所、群馬森林管理署檜原森林事務所、木曾森林管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理署白川森林事務所については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、上川南部森林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林事務所、上川南部森林管理署落合森林事務所、上川南部森林管理署金山森林事務所、空知森林管理署北空知支署、空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所、知床森林生態系保全センター、ウトロ自然保護官事務所、根釧西部森林管理署屈

事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森林管理署新町森林事務所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所、山形森林管理署中村森林事務所、磐城森林管理署川内森林事務所、茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南

斜路森林事務所、阿寒摩周国立公園管理事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森林管理署新町森林事務所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所、山形森林管理署中村森林事務所、磐城森林管理署川内森林事務所、茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽

木曾支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二
(略)

支署阿寺森林事務所、木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。